平成２１年（フ）第４０２号
兵庫県芦屋市若葉町７番１―832号
債務者　東口　真士
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２７号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目26番地の１　アルス武庫川パークランド609号
債務者　杉山　芳美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４２号
兵庫県尼崎市立花町４丁目２番20号ハッピー№10マンション601号
債務者　間嶋由紀恵
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第２０９３号
広島市中区猫屋町３番27―301号
債務者　小笠原和歌子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７０号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目３番１号　あがり荘
債務者　加藤　　守
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９６号
広島市安佐南区長楽寺１丁目35―43、住民票上の住所広島市安佐北区可部８丁目19番６―10号
債務者　日野山久美子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４４号
広島市安佐北区落合３丁目15番26―203号
債務者　西川　明美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９６号
広島市西区横川町２丁目10番３―301号
債務者　田中　和幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９７号
広島市西区己斐大迫３丁目36番19号
債務者　森口　　守
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３０号
広島市佐伯区五日市町大字下河内518番地１203号
債務者　室田　哲治
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６０号
広島市西区庚午南１丁目26番16―501号
債務者　川崎　貞義
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６８号
広島県東広島市西条町寺家7938番地３　若葉ハイツ108号
債務者　加藤亜起夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７１号
広島市安佐南区長束西１丁目５番５－９－202号　Ｃ棟
債務者　松田　和也
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７２号
広島市安佐南区長束西１丁目５番５－９－202号　Ｃ棟
債務者　松田　紳子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６号
福岡県うきは市浮羽町西隈上11－１　上川アパート５号、住民票上の住所大分県日田市大山町西大山5365番地２
債務者　三笘　勝男
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２３１号
福岡県久留米市西町1110番地１　ハイラーク花畑駅前107号
債務者　福重希代子（旧姓岸川）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４号
大分県佐伯市7255番地２　市営女島団地３Ａ－５号室
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係